

南区独自避難所設置及び運営要領

(目的)

- 1 この要領は、南区独自避難所の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(南区独自避難所の定義)

- 2 南区独自避難所とは、新潟市地域防災計画で指定する避難所（以下「指定避難所」という。）及び福祉避難所以外の避難所として、南区独自に設置するものをいう。
- 3 南区独自避難所は、指定避難所の開設後、指定避難所での避難生活に支障のある者があるときに、これを受け入れる。

(指定する施設)

- 4 南区独自避難所として指定する施設は、南区白根健康福祉センターとする。

(開設及び閉鎖基準)

- 5 南区独自避難所は、南区災害対策本部長が必要と判断した場合に開設する。また、閉鎖についても同様とする。

(開設及び管理運営)

- 6 南区独自避難所の開設及び管理運営については、別に定める。

(指定管理者の協力体)

- 7 新潟市南区（担当健康福祉課）は、南区独自避難所の管理及び運営について新潟市南区白根健康福祉センターの管理に関する基本協定第36条「災害時の利用」の規定に基づき、南区白根健康福祉センターの指定管理者に協力を要請する。

(協力体制)

- 8 南区災害対策本部は、南区独自避難所を開設したときは、指定避難所と同様の協力体制をとるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。